

熊本県公報

号外 第6号の3
平成18年3月1日(水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 告 示
 ○公平委員会の事務の委託に関する規約……………(市町村総室) 1

告 示

熊本県告示第202号の2

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14の規定により、和水町の公平委員会の事務を次の規約により受託した。

平成18年3月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

和水町と熊本県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約
(公平委員会の事務の委託)

第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項の規定に基づき、和水町(以下「甲」という。)は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を熊本県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成18年3月1日から施行する。

